

屋島やすらぎ

「指定訪問介護」重要事項説明書

(高松市指定第3770102543号)

当事業所は、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1、事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 屋島やすらぎ
- (2) 法人所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (3) 電話番号 087-843-9590
- (4) 代表者氏名 代表 猪塚 とも
- (5) 設立年月日 平成15年8月1日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成15年8月1日指定
高松市指定3770102543号
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供します。
- (3) 事業所の名称 屋島やすらぎ
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (5) 電話番号 087-843-9590
- (6) 事業所長(管理者)氏名 野崎 留美
- (7) 当事業所の運営方針 「いつでもどこでも誰にでも」をモットーとしています。
- (8) 事業者が行っている他の業務

当事業者では次の事業もあわせて実施しています。

- 「居宅介護支援事業」 平成15年8月1日指定
- 「高松市介護予防訪問介護相当サービス事業」 平成30年4月1日指定
- 「(介護予防・日常生活支援総合事業)高松市訪問型サービスA」 平成28年10月1日指定
- 「指定障害者福祉サービス事業」 平成18年10月1日指定
- 「地域密着型通所介護事業」 平成28年4月1日指定
- 「高松市介護予防通所介護相当サービス事業」 平成30年4月1日指定
- 「(介護予防・日常生活支援総合事業)高松市通所型サービスA」 令和1年10月1日指定

3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域
旧高松市、牟礼町、庵治町、さぬき市志度
- (2) 営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～金曜日 9:00～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	8:00～18:00 (電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。)

4. 職員の体制

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1 名		事業所の統括管理、サービス提供責任者、訪問介護員兼務
サービス提供責任者	2 名	1 名	訪問介護計画の作成、訪問介護員兼務
訪問介護員		25 名以上	訪問介護

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

(1) 提供するサービス

〈身体介護〉

入浴介助・排泄介助・食事介助・体位変換・清拭・通院介助等

〈生活援助〉

調理・洗濯・掃除・買い物等

(2) サービス利用料金

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時～午後6時）での料金は次のとおりです。なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超えた部分のサービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

身体介護（基本単位数）

区 分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降 30分を増すごと に算定
身体介護	163 単位	244 単位	387 単位	567 単位	82 単位

生活援助（基本単位数）

区 分	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行った場合
生活援助	179 単位	220 単位	65 単位

- ・上記サービスは、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。
- ・平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護給付の対象となります。
- ・早朝夜間（午前6時～午前8時・午後6時～午後10時） 25%増
- ・深夜（午後10時～午前6時） 50%増
- ・2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で通常の利用料金の、2倍の料金をいただきます。
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ所定単位数に22.4%を乗じた単位数が加算されます。
- ・地域区分（高松市）7級地（10.21円（上記の表は10円の場合））
（自己負担分：利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額です）
- ・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護を行う際に、同行訪問した場合は、割増料金（200円/月）が加算されます。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して、要した交通費の実費をいただきます。なお通常の事業実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上は500円を頂きます。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用月分をご指定の金融機関口座（翌月27日）・郵便局口座（翌月20日）から振り替えさせていただきますか、郵便振込取扱票によりお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ◇利用予定日の前に、ご利用者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ◇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50%

- ◇サービス利用の変更・追加の申し込みに対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業所は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合、電話等も使用させていただきます。

7. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 (担当者：管理者 野崎 留美)

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

8. 身体的拘束等について

原則としてご利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他傷等危険が及ぶことが考えられる場合には、同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体的拘束等を行うことがあります。その場合には、態様及び時間、ご利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由等記録し、5年間保存します。また、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを行います。

9. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該継続計画に従って必要な措置を講じます。従業者に対し必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担 当 野崎 留美
電 話	087-843-9590 FAX 087-841-3853
受付時間	月～金 午前9時～午後5時15分

第三者評価は実施していません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高松市介護保険課	電 話087-839-2326 FAX087-839-2337 受付時間 月～金 8:30～17:00
さぬき市 長寿福祉課	電 話0879-52-2516 受付時間 月～金 8:30～17:00
国民健康保険 団体連合会	電 話087-822-7431 FAX087-822-6023 受付時間 月～金 8:30～17:00
香川県 社会福祉協議会	電 話087-861-0545 FAX087-861-2664 受付時間 月～金 8:30～17:00